

会社法第 801 条第 1 項、同第 801 条第 3 項
及び会社法施行規則第 200 条に定める書面
(吸収合併に関する事後開示書類)

2020 年 6 月 1 日

株式会社メディアドゥ

2020年6月1日

吸収合併に係る事後開示事項

東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号
株式会社メディアドゥ
代表取締役 藤田 恭嗣

株式会社メディアドゥ（2020年6月1日付で株式会社メディアドゥホールディングスから商号変更済み。以下「当社」といいます。）及び株式会社メディアドゥ（以下「旧メディアドゥ」といいます。）は、2020年4月23日付けで両社の間で締結した吸収合併契約（以下「本吸収合併契約」といいます。）に基づき、2020年6月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、旧メディアドゥを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。会社法第801条第1項、同第801条第3項第1号及び会社法施行規則第200条の規定に従い、本合併に関する開示すべき事項は、下記のとおりです。

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2020年6月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続並びに同第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（本合併の差止請求）

旧メディアドゥは、当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条（株式買取請求）の規定による手続の経過

旧メディアドゥは、当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

(3) 会社法第787条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第789条（債権者異議）の規定による手続の経過

旧メディアドゥは、会社法第789条第2項及び第3項の規定により、2020年4月24日に官報のほか電子公告にて公告いたしました。なお、会社法第789条第1項の規定に基づく異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経

過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（本合併の差止請求）

当社において会社法第 796 条の 2 の規定による請求を行った株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 797 条（株式買取請求）の規定による手続の経過

当社は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定により、2020 年 4 月 24 日に当社の株主に対し、本合併を行う旨並びに吸収合併消滅会社である旧メディアドゥの商号及び住所を通知いたしました。なお、会社法第 797 条第 1 項の規定に基づく株式の買取請求を行った当社の株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 799 条（債権者異議）の規定による手続の経過

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2020 年 4 月 24 日に官報のほか電子公告にて公告いたしました。なお、会社法第 799 条第 1 項の規定に基づく異議を述べた債権者はおりませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本吸収合併契約の定めに従い、効力発生日である 2020 年 6 月 1 日をもって、旧メディアドゥの資産、負債その他の権利義務の全部を承継いたしました。なお、承継した資産及び負債の額（概算値）は、次の通りです。

資産 23,015 百万円

負債 20,191 百万円

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（会社法施行規則 200 条 5 号）

別紙をご参照ください。

6. 会社法第 921 条の変更登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2020 年 6 月 10 日（予定）

7. その他、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当事項はありません。

以上

【別紙】

会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定め
る事前備置書面
(吸収合併に関する事前備置書類)

2020 年 4 月 24 日

株式会社メディアドゥ

2020 年 4 月 24 日

吸収合併に係る事前開示事項

株式会社メディアドゥ
東京都千代田区一ツ橋一丁目 1 番 1 号
代表取締役 新名 新

株式会社メディアドゥ（以下「当社」といいます。）は、2020 年 6 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、株式会社メディアドゥホールディングス（以下「メディアドゥホールディングス」といいます。）を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を実施いたします。

本合併を行うに際して会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 1 号）
別紙 1 をご参照ください。
2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 1 号及び同条第 3 項）
メディアドゥホールディングスが当社の発行済み株式の全てを保有しているため、本合併に際しては、当社の株主に対して、その保有する当社の株式に代わる株式その他の金銭等を交付しません。
3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 2 号及び同条第 4 項）
上記 2. に記載のとおり、本合併に際し、合併対価の交付は行われませんので、該当事項はありません。
4. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号及び同条第 6 項）
 - (1) 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 182 条第 6 項第 1 号）
 - ① 最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙 2 をご参照ください。
 - ② 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
別紙 3 をご参照ください。

(2) 吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 182 条第 6 項第 2 号）

- ・ 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
別紙 4 をご参照ください。

5. 本合併が効力を生じる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

別紙 5 をご参照ください。

以上

【別紙 1】 吸収合併契約の内容

吸収合併契約書

株式会社メディアドゥホールディングス（以下、「甲」という。）と株式会社メディアドゥ（以下、「乙」という。）は、次のとおり吸収合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第 1 条 （合併の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下、「本合併」という。）する。

第 2 条 （商号及び住所）

吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、次のとおりである。

吸収合併存続会社 商号：株式会社メディアドゥホールディングス

住所：東京都千代田区一ツ橋一丁目 1 番 1 号

吸収合併消滅会社 商号：株式会社メディアドゥ

住所：東京都千代田区一ツ橋一丁目 1 番 1 号

第 3 条 （合併に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

甲は、本合併に際し、乙の株主に対し、株式その他の金銭等の交付を行わない。

第 4 条 （効力発生日）

本合併が効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、2020 年 6 月 1 日とする。ただし、本合併の手續の進行に応じ必要がある場合は、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第 5 条 （株主総会）

1. 甲は、効力発生日の前日までに、本契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会（以下、「合併承認総会」という。）の承認を得る。

2. 乙は、会社法第 784 条第 1 項に基づき、本契約について同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ることなく本合併を行う。

第 6 条 （合併に伴う商号の変更）

甲は、本合併の効力が生じることを条件として、効力発生日付で、商号を「株式会社メディアドゥホールディングス」から「株式会社メディアドゥ」に変更する。

第 7 条 （会社財産の承継）

甲は、効力発生日に乙の資産、負債及び権利義務一切を承継する。

第8条 （善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、資産及び負債を管理するものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為をするときは、事前に相手方の同意を得なければならない。

第9条 （従業員の処遇）

甲は、効力発生日において、乙の従業員を全て甲の従業員として引き継ぐものとし、詳細については、甲及び乙が協議の上、これを決定する。

第10条 （条件の変更、契約の解除）

本契約締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重大な変更が生じたとき又は本契約の目的の達成が困難になったときは、甲及び乙は、協議の上、本合併に係る条件その他本契約の内容を変更し本合併、又は本契約を解除することができる。

第11条 （本契約の効力）

本契約は、以下の各号に該当する場合には、その効力を失うものとする。

- (1) 甲において、第5条第1項に定める合併承認総会の承認が得られない場合
- (2) 法令等に定められた本合併の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合
- (3) 前条に従い本合併本契約が解除された場合

第12条 （協議事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲及び乙が協議の上、これを決定する。

本契約の成立の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2020 年 4 月 23 日

甲：東京都千代田区一ツ橋一丁目 1 番 1 号
株式会社メディアドゥホールディングス
代表取締役社長 CEO 藤田 恭嗣

乙：東京都千代田区一ツ橋一丁目 1 番 1 号
株式会社メディアドゥ
代表取締役社長 新名 新

【別紙２】 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

(別添のとおり)

【別紙 3】 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

メディアドゥホールディングスは、2020 年 4 月 23 日付けで、メディアドゥホールディングスを吸収合併存続会社とし、メディアドゥを吸収合併消滅会社とする本吸収合併契約を締結いたしました。本吸収合併契約の内容は、別紙 1 に記載のとおりです。

【別紙４】 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

当社は、2020年4月23日付けで、メディアドゥホールディングスを吸収合併存続会社とし、当社を吸収合併消滅会社とする本吸収合併契約を締結いたしました。本吸収合併契約の内容は、別紙１に記載のとおりです。

【別紙５】 本合併が効力を生じる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

2020年2月29日現在のメディアドゥホールディングス及び当社の貸借対照表における資産の額、負債の額及び純資産の額は以下のとおりです。

メディアドゥホールディングス：	資産の額	16,829 百万円
	負債の額	8,967 百万円
	純資産の額	7,861 百万円
当社：	資産の額	23,015 百万円
	負債の額	20,191 百万円
	純資産の額	2,824 百万円

いずれの会社についても、本合併の効力発生日までに資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておらず、本合併後におけるメディアドゥホールディングスの資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

また、本合併後のメディアドゥホールディングスの収益状況について、効力発生日以後におけるメディアドゥホールディングスの債務の履行に支障を来たすような事象の発生及びその可能性は、現在までのところ認識されておりません。

以上により、効力発生日以後におけるメディアドゥホールディングスの債務につき、履行の見込みがあるものと考えます。

以 上